

誓 約 書

令和 年 月 日

(あて先) 秋田県知事

所 在 地
名 称
代表者職氏名

印

秋田県立新屋運動広場の指定管理者の指定申請に当たり、法人その他の団体又はその代表者が、次の事項に該当しないことを誓約します。

後日、誓約した内容に違反する事実が判明し、又は指定申請後に誓約した内容に違反した場合は、選定対象から除外されても異議を申し立てません。

また、6 に規定する内容の確認に当たり、秋田県が秋田県警察本部に照会することを承諾します。

- 1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により、秋田県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から起算して 2 年を経過しない団体
- 2 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する団体
- 3 秋田県から入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控えの措置を受けている団体
- 4 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立て（これらの手続開始の決定を受けた団体を除く。）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている団体
- 5 秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している団体
- 6 役員又は申請の委任を受けた使用人のうちに秋田県暴力団排除条例（平成 23 年秋田県条例第 29 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 1 号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体